

宗像市介護保険運営協議会（平成 23 年度 第 5 回） 議事録

日 時：平成 23 年 11 月 24 日（木）13 時 30 分～15 時 00 分

会 場：宗像市役所 103A 会議室（北館 1 階）

出席者：岡山副会長、麻生委員、坂元委員、渋谷委員、高崎委員、日野委員、南委員、
宮口委員、吉武委員

（欠席：山根会長、大嶋委員、北村委員、小林委員、西崎委員、松本委員）

出席者：野中健康福祉部長、長谷川介護保険課長、瀧口地域包括支援センター所長、
小田保健福祉政策課長、篠原健康づくり課長、嶋田介護保険係長、
織戸介護認定係長、橘地域包括支援係長、柚木保健福祉政策係長、
占部高齢者施策係長、高宮健診指導係長、吉田健康推進係長、安田主任主事
株式会社サーベイリサーチセンター

【会議次第】

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 議題

（1）審議事項

ア. 宗像市高齢者保健福祉計画及び第 5 期介護保険事業計画に係る計画素案
（介護保険事業以外）について【資料 1】

- ・各論 第 1 章 高齢者保健福祉の充実のための方策（第 1 節～第 3 節）
- ・各論 第 2 章 介護保険給付費の見込み（第 2 節）
- ・保健福祉事業について【当日配布資料】

4. その他

5. 閉会

1. 開会

2. 会長あいさつ

<副会長あいさつ>

3. 議題

(1) 審議事項

宗像市高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画に係る計画素案(介護保険事業以外)について 【資料1】

事務局

前回、10月20日(木)開催の第4回運営協議会において、計画素案の介護保険事業関連部分についてご審議いただきました。今回の素案は介護保険事業以外の部分となります。本日の資料は15頁まであり、第1章と第2章で構成されています。資料が多く、また、審議をスムーズに行うために、第1章と第2章に分けて審議を行いたいと思いません。また、当日配布資料の「保健福祉事業について」は、第2章とあわせて審議をさせていただきます。それでは、それぞれ担当課からの説明となりますので、よろしくお願いいたします。

・各論 第1章 高齢者保健福祉の充実のための方策(第1節～第3節)

<事務局説明>

副会長

各論第1章の第1節～第3節について事務局から説明がありました。委員の皆さまからご意見やご質問はありませんか。

委員

第1章-第1節-「(2) 介護予防事業の充実」について、本文に“二次予防事業対象者の把握については、従来実施していた介護予防健診に替えて、国の要綱に基づき、基本チェックリストを対象者全員に郵送で配布する”とありますが、この対象者は年齢で決まるのですか。

事務局

要介護・要支援認定を受けていない65歳以上の方です。

委員

宗像市に住む要介護・要支援認定を受けていない65歳以上の方全員ということですね。わかりました。それから、“従来実施していた介護予防健診に替えて”とありますが介護予防健診はなくなるということですか。

事務局

そうです。

委員

わかりました。質問は以上です。

副会長

他に質問等はありませんか。

委員

資料4頁の「イ ひとり暮らし高齢者等に対する生活支援の充実」について、表にある「安心生活支援事業【新】」はコミュニティ運営協議会等で買い物等の生活支援をするとのことですが、私も調査結果や審議会等のご意見を見ながら買い物に行くことに非常に困難を感じている方が多いと感じていました。私たちのデイサービスではバスを使用しない時間帯がありますので、それを活用していただくなど協力できるのではないかと考えておりました。具体的な内容は現在検討されているところだと思いますが、私たちもご協力できることがあると思いますので、発言させていただきました。

それから確認ですが、資料5頁の本文下から4行目にある「高齢者住まい法」について、この補助金等は国土交通省が管轄で厚生労働省の管轄ではないと思いますが、補助金で事業所が建物を建設する場合の、宗像市はそれを把握するためのシステムを設けられる予定ですか。例えば、介護保険の事業だと総量規制等があり、把握はできると思いますが、国土交通省という介護から離れたところで事業が行われる場合、適正に事業が行われているのかを把握することはできますか。

事務局

審査や指導の権限は市にはありません。あくまでこれは住まいであり、介護保険施設ではないので、事前に市として介護保険施策上に支障がありますか等の意見を述べることはできますが・・・。

委員

私たちの情報では来年頃から参入される事業所が多くて、サービスの標準化等のためにはチェックをきちんと行わないと、不適切なサービスが出てくるのではないかと危惧します。

事務局

建物の建設が計画され、その中にデイサービス等が併設されると思いますが、そのデイサービス事業所に対しては県の指定が必要です。基準の審査は県で行われることになります。

委員

わかりました。

副会長

他にありませんか。今、委員からお話がありましたように「高齢者住まい法」に基づき、高齢者専用賃貸住宅が「サービス付き高齢者住宅」に変わり、国土交通省の所管になりました。補助金の額も決まり、説明会も終わったところです。来年あたりから手を上げる事業者がいるのかどうかは分かりませんが、高齢者の住まいの確保や高齢者の住まいの充実が介護保険法の改正の事項に入っているため、サービス付き高齢者住宅等について、いくつかの事業所が市内にあって、何名が入居しているのかは把握しておく必要があります。今後、申請は市を通すのか、通さないかに関わらず調査を行い、高齢者の住まいの確保や高齢者の住まいの充実を努めなければならないと考えています。所管の有無や指導監督権の有無に関わらず、私は把握する必要があると思います。皆さまはいかがお考えでしょうか。

事務局

私も必要だと思います。この建物が住所地特例施設に該当するかどうかは不明ですが、もし大きい建物が建って、宗像市に要介護認定を受けた市外からの転入者が増えるとなると、給付費の見込額にも大きく影響すると思います。

副会長

現在は、事業所の参入意向等の情報は掴んでいませんよね。

事務局

はい。

副会長

その情報は掴んでおいた方がよいと思います。これは今後の問題です。

それから4頁の「安心生活支援事業【新】」について、現在は一部の事業者が支援されていますが、宗像市の商工会が全市的に商業や物品販売等の方を束ねて支援をするシステムはまだできていないと思います。これは市から命令してできる話ではありませんが、商工会等に話をし一部の問題ではなく、全市的に支援ができるような体制づくりをお願いします。

資料2頁の「(2) 社会参加の促進」の「幼老共生事業【新】」について、場は公民館やお店、小学校等を使われると思いますが、その他にも地域交流スペースというものがあります。立地の問題があり、実際に使えるかどうかは分かりませんが、こういう場所も活用していただければと思います。意見として申し上げます。

事務局

市内のスーパー等をまわりましたが、一番反応が良かったのはサンリブさんでした。サンリブさんは既に若松で宅配サービスを行っていることもあり、こちらの要請を受けて、前倒しで宗像の宅配サービスを10月から実施していただいています。また以前から、ルミエールさんは一箱300円で宅配を行っている所もあります。どちらかというところ、スーパーの方が前向きで、全国的に高齢者が増えている現状を敏感に感じていらっしゃいます。また、サニーさんでは、ネットスーパーの形でインターネットを使って注文できる仕組みが1・2年のうちに開始されるようです。商工会については、とりまとめはしていただきましたが、積極的に宅配を増やしていこうというところまでは至っていないようです。また、機会をみて、商工観光課とも連携してお願いをしていきたいと考えています。

副会長

大型店舗の進出でシャッター通りになって、昔から商売をされている方々は非常にしんどいと思います。私はやられっぱなしは良くないと思います。例えば、スーパーがどこまで手が届いているかわかりませんが、手が届かない所ほど活躍の場はあると思います。

事務局

私が知っている電気屋さんの話ですが、いくつかの大型店舗がある中で、小さなことからコツコツとお年寄りの世話をされていて、店は小さいですが多くの売上を出している店があります。このように、日頃からお年寄りのサポートを真剣に考えて、売上を伸ばしているお店もありますので、そういうところを見本にして、商工会を通じて地域密着型の地元店舗が増えるようにお話していきたいと思います。

副会長

よろしく申し上げます。他にご質問等はありませんか。

委員

二次予防事業に関する費用は介護保険からになりますか。

事務局

介護保険の費用ではなく、地域支援事業という介護給付費全体の3%以内の枠内で市が実施する事業になります。介護保険の給付ではございません。

委員

第1～4回の運営協議会の中でいろいろと説明していただき、また本日も説明をいた

だき、市の取り組みについてよくわかりました。施設・居住系サービスの見込みと介護保険の充実については、第4回の協議会で提案されて承認されている訳ですね。私は現在の宗像市の取り組みについて何ら異論もなく、それなりに評価しています。

1つだけ要望しますが、二次予防事業対象者の把握がまだ不十分であると第2回の運営協議会で説明されましたが・・・。

事務局

山根会長から、元気な方が介護予防健診を受けているという話がありましたが、このことですか。

委員

それから、一人暮らしの方で要介護認定を受ける必要がある方もいらっしゃると思います。そういう方々の確認や二次予防事業対象者の把握について充実していただきたいと思います。

事務局

先ほど健康づくり課からの説明にもありましたように、全員に基本チェックリストを発送いたします。

事務局

私から改めてご説明いたします。今までは、認定を受けていない65歳以上の方全員に介護予防健診の受診券をお送りしておりましたが、この運営協議会の中でも山根会長からご意見があったとおり、実際に介護予防健診に来られる方はどれも悪くない方が多いです。今後は、それに変えて基本チェックリストを皆さまにお送りいたします。これは国の実施要綱では3年に1回、郵送で配布・回収するようになっていますが、宗像市の場合は2年に1回で実施し、平成24年度から、毎年、奇数年齢の方に発送するように考えています。対象者は約1万8千人いらっしゃいますので、平成24年度は半分の9千人の方に、そして翌年も半分の9千人の方に基本チェックリストをお送りいたします。そして、それにご自分で記入していただき、返送いただくこととなります。また、返送がない方については、訪問看護師をもう1名増やして3人体制にして、訪問や電話等で回収や状況の把握を進めていきたいと考えています。

委員

私の要望としては、この計画書の中に“二次予防事業対象者の把握に努める”等の文言を入れていただければと思います。

副会長

他にご意見やご質問はありませんか。

委員

高齢者の権利擁護についてお尋ねします。“介護保険施設において高齢者の尊厳が確保されるよう、身体拘束廃止や虐待防止”とあり、これはもちろんだと思いますが認知症の方の中には分からず立たれる方がいらっしゃいます。虐待防止・身体拘束防止とは、ベルト等も使ってはダメだということでしょうか。どこまでが拘束になるのでしょうか。

事務局

資料3頁の「(3) 高齢者の権利擁護の推進」に関する質問ですね。

委員

そうです。資料3頁の本文下から2行目に“介護保険施設において高齢者の尊厳が確保されるよう、身体拘束廃止や虐待防止”とあり、これはもちろんだと思いますが、認知症の方々はわけもなく立ちあがったりしますので、そのような方を座るようにベルトで固定することはダメなのでしょうか。

事務局

危険性や緊急性があり、必要があって一時的に行うのはよろしいかと思います。

委員

医療機関の状況は分かりませんが、我々、介護保険の事業所ではベルト等で身体拘束をする時には何日間使用するのか検討委員会を開かなければなりません。そして、それをずっと評価しなければなりません。改善がみられない場合にはあと1ヶ月継続しますとか、そういうことをしていかなければいけないようになっています。また、本人のご希望で夜中に寝返りするので、怖いからベッドに柵を付けてくださいと言われても、3点までは大丈夫ですが、4方向に柵を付けることは拘束になるので、本人の希望であっても評価をやって行かなければなりません。壁にひっつけてはいけないとか、そういうものがあります。

副会長

大事なことは利用者をどのように取り扱うのかの基本な考えをきちんと決めておくことです。それを放置したら生命に危険がある等の緊急の場合は、そんなことは言っておられません、介護職員の方々が日常的に自分の仕事の代替として常時拘束する等は許されません。ですから、マニュアルや基準を使いながら行っていくことになります。基準を決めておけばよいと思います。

委員

わかりました。全く拘束してはいけないと思い、それは危険だと思いましたので。

副会長

例えば、ベッドから落ちて大けがする可能性がある場合は、柵を付けなければなりません。

委員

ありがとうございます。

副会長

それでは、他にご意見があるかもしれませんが、議題「第2章 介護保険給付費の見込み（第2節）」及び「保健福祉事業について」に移りたいと思います。

・各論 第2章 介護保険給付費の見込み（第2節）

・保健福祉事業について

<事務局説明>

副会長

ただいまの説明について、ご意見やご質問はありませんか。

委員

保健福祉事業の介護予防水中運動教室について、これは十分にPRされているのでしょうか。90人の事業予定者数のうち、実際の参加者は10～30人程度と非常に少ないです。

事務局

広報等には必ず載せています。先ほど申し上げましたように、1回しか使えない事業なので、これをきっかけに自分で健康づくりをされている方はたくさんいると思います。また、これに似た事業が他にもあるので分かりにくいということと、財源の問題があります。財源が一番大きな問題だと思います。

委員

第2回運営協議会の時も、一次予防事業対象者が増えて、財源が圧迫するとの報告がありました。事務局としてはどのようにお考えでしょうか。

事務局

第5期の介護保険料の上昇が見込まれる中で、参加者が非常に少ない事業を継続するのか審議していただきたく、本日議題としてあげています。

副会長

他にご意見等はありませんか。

委員

ただいまの説明にありました、保健福祉事業と他に重複するような事業があることですが、全く同感です。ちょっと違うかもしれませんが、児童手当が国会で問題になった時に、高給者であろうと低所得者だろうとそれを全部やりますというのはおかしいのではないかと、ということがありましたが、経済的に余裕がある人たちを含めてこういう福祉事業で満遍なく救うことは基本的に問題があるように感じます。

それから、この事業は全12回ということで、月に1回行くと解釈してよいですか。

事務局

週1回の3ヶ月です。年度の中に1期から3期まであり、1期が3ヶ月で週に1回の開催となります。

委員

タクシーで送迎されるのはどうでしょうか。回数からみてこのようなものは必要なのでしょうか。

事務局

この教室だけで介護予防を図ろうと考えているのではなく、介護予防に取り組んでいただくためのきっかけづくりとして、一人1回までの受講しかできないようにしています。3カ月間試していただき、継続したい方については自分のお金でお願いするようになります。この水中運動教室とは別に、地域支援事業でも平成21年6月からプールでの運動教室を行っています。内容的にこの教室と重複しているのが実態です。事業の規模は小さいことから事業仕分けには上がっておりませんが、実施計画という市全体の事業の見直しの中では、この事業は要検討事業としてあげられています。

委員

事務局の意図するところはわかりました。

副会長

他にありませんか。事務局としては、介護予防水中運動教室は事業効果、あるいは費

用の面から考えてみても、第5期の計画に載せることは適当ではない、この事業は第4期で撤退したいということですね。

事務局

はい、その辺のご意見を今日伺わせていただいています。

副会長

水中運動が介護予防やリハビリに非常に効果があるのは明らかなことですが、身近なところにそのような場がたくさんあって、できるだけ多くの方が参加できるなら意味があると思います。しかし、この事業の実績を平成18年度からみると、90人の参加予定が実際には10～30人前後の参加で、非常に参加者が少ないです。それから、平成22年度をみると、負担金が96,000円、タクシー送迎料が205,606円とタクシー送迎料が倍額です。ですから、非常に厳しい介護保険の会計の中から今後もやっていくのかどうか、これはひとつの判断をしなければならないと思います。私は、この事業は事務局のお考えのとおり、第5期計画に書く必要はないのではないか、それから水光会あたりをもう少し活用していただくことでいいのではないかと思います。

委員

先ほどPR不足ではないかと質問しましたが、十分にPRされた上で参加者が少ないのなら廃止でよいと思います。私もこのような事業があることを知りませんでした。宗像広報にも載せているのですか。

委員

しょっちゅう載っています。回覧板でも回りました。

事務局

65歳になった時に保険証を渡しますが、その時にも情報を出しています。

委員

わかりました。

副会長

他にありませんか。

委員

むなかた苑が週に1回、デイサービスの一環として、プールに身体障がい者を連れて来られます。以前は10人位いらっしゃいましたが、自立支援法ができてから1回の自

費が1500円くらいになって、2～3人くらいしか来なくなりました。プールは重力の関係でリハビリには効果があります。しかし、介護予防水中運動教室の実績をみるとタクシー送迎料が高く、少人数のためにこれだけの費用を使ってよいのだろうかと考えると廃止になるかと思えます。他にも同様の事業をされているそうですが、それは続けていけるのですか。

事務局

資料1頁の「(2) 介護予防事業の充実」にある「ア 二次予防事業」「イ 一次予防事業」のどちらでも行っています。

委員

地域支援事業で行っているのですね。これは続けていくのですか。

事務局

続けます。

委員

それならば、いいんじゃないかと思えますけれど。

副会長

この件に関しては、皆さまの賛否を取りたいと思います。介護予防水中運動教室について、第5期計画には盛り込まないことでよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。では賛成多数で、よろしくをお願いします。

本日の審議事項は全て終わりました。事務局から他にありませんか。

事務局

第4回の時に見出しをお渡ししておりましたが、保健福祉事業がなくなりますのでご了承をお願いします。

副会長

現在、原案の見直しを行っているところです。全部できあがったらご提示いただき、ご意見をいただきたいと考えています。

それではこれで第5回運営協議会を終了いたします。御苦労さまでした。

次回開催日時：12月8日（木）15時00分～ 103A会議室